

様式編 目 次

1	計画の目的	2	} 様式 1
2	計画の報告	2	
3	計画の適用範囲	2	
4	防災体制	3	} 様式 2
5	情報収集・伝達	4	} 様式 3
6	避難誘導	5	} 様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	} 様式 6
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	9	} 様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	} 様式 8
12	緊急連絡網	11	} 様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	} 様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	13	} 様式 11
15	防災体制一覧表	14	} 様式 12

※様式 8、9、10、11、12については区に提出不要。様式 6は自衛水防組織を設置した時のみ提出。

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	16	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	17	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	17	

区の水害対策に対する基礎知識

避難所

区内には浸水害に備えて23箇所の避難所を指定しています。降雨状況や浸水状況に応じて順次開設します。

【区内避難所一覧】

※荻窪地域区民センター（荻窪 2-34-20）	※西荻地域区民センター（上荻 3-29-5）
杉並第二小学校（成田西 3-4-1）	和田小学校（和田 2-30-21）
大宮中学校（堀ノ内 1-16-38）	久我山会館（久我山 3-23-20）
高井戸東小学校（高井戸東 1-12-1）	方南小学校（方南 1-52-14）
杉並第一小学校（阿佐谷北 1-5-27）	杉並第三小学校（高円寺南 1-15-13）
東田小学校（成田東 1-21-1）	桃井第三小学校（西荻北 2-10-7）
四宮小学校（上井草 2-12-26）	荻窪小学校（宮前 2-13-18）
高井戸小学校（高井戸西 2-2-1）	堀之内小学校（堀ノ内 3-24-11）
永福小学校（永福 2-16-33）	阿佐ヶ谷中学校（阿佐谷南 1-17-3）
中瀬中学校（下井草 4-3-29）	荻窪中学校（善福寺 1-8-3）
松ノ木中学校（松ノ木 1-4-1）	泉南中学校（堀ノ内 1-3-1）
高井戸第三小学校（下高井戸 4-16-24）	


※荻窪地域区民センター、西荻地域区民センターを優先的に開設し、その他の避難所については、降雨状況や浸水状況等により順次開設します。

杉並区が発令する避難情報

警戒レベル	避難情報の種類	行動基準	参考となる情報
1	警報級の可能性	災害への備えをする。 （資機材の確認、準備等）	
2	洪水注意報 大雨注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水警報の危険度分布（注意）等
3	避難準備・ 高齢者等 避難開始	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）は、避難行動を開始 一般避難者は避難準備を開始	洪水警報 洪水警報の危険度分布（警戒）等
4	避難勧告	一般避難者は避難行動を開始	氾濫危険情報 洪水警報の危険度分布 （非常に危険）等
	避難指示 （緊急）	避難行動をしていない一般避難者は、直ちに避難行動を開始	
5	災害発生情報	生命を守るための最善の行動をとる	氾濫発生情報、大雨特別警報等

避難行動について

避難所への避難を実施する際は必ず避難する前に避難所の開設状況をご確認ください。区公式ホームページや区役所にご連絡いただくことで避難所の開設情報を確認できます。また、必ず避難所へ避難しなければならないということではありません。**避難所への移動がかえって危険な場合は、屋内安全確保（垂直避難）により身の安全を確保してください。（建物上階への避難）**

以上をふまえ、マークのついた部分に記載（追記）をお願いします。

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を区長へ報告する。

【提出先】

杉並区危機管理室防災課（杉並区阿佐谷南1-15-1）

電話：03-3312-2111 内線3603、3618

Mail：bosai-k@city.suginami.lg.jp

（様式1～7を提出 様式6は自衛水防組織を設置した場合のみ）

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下に該当する場合 ○大雨・洪水注意報の発表 () ()	注意体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有	情報収集伝達要員 () ()
以下のいずれかに該当する場合 ○大雨・洪水警報の発表 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令 ()	警戒体制確立	気象情報、洪水予報等の情報収集 避難所の開設状況の確認 職員間での情報共有 保護者（利用者の家族）等への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ○神田川・善福寺川・妙正寺川氾濫危険情報の発表（河川は適宜選択） ○避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ○既に浸水が始まっている	非常体制確立	施設内全体の避難誘導 ※避難所への避難が危険の場合は、屋内安全確保（垂直避難）を実施	避難誘導要員 () ()

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報 洪水予報・河川水位 避難所の開設状況	テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「災害・防災情報メール」インターネット等による情報収集 【参考となるウェブサイト】 国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ 区公式ホームページ http://www.city.suginami.tokyo.jp/ 「杉並区 気象情報」 http://www.micosfit.jp/suginami-ku/ 杉並区防災アプリ「すぎナビ」 http://www2.wagmap.jp/suginami/top/
避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】、避難勧告、避難指示（緊急）【警戒レベル4】	防災行政無線、テレビ、ラジオ、区公式ホームページ、杉並区「災害・防災情報メール」、緊急速報メール等



(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②施設利用者等を避難させる可能性がある場合には、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（利用者の家族）等に対し、「●●●●（避難先）へ避難する」旨を連絡する。
- ③施設利用者等を避難させる場合には、災害対策本部（03-3312-2111）に「これより●●●●（避難先）に避難する」旨を連絡し、避難所の開設状況を確認する。
- ④施設利用者等を避難させる場合には、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「●●●●（避難先）へ避難する。引き渡しは●●●●（避難先）において行う。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ⑤避難の完了後、災害対策本部に避難が完了した旨をメールにて連絡する。
- ⑥避難の完了後、様式8・9「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者等に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難先）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難所

避難所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険ともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

※浸水状況などを考慮し、複数の避難所を設定すること。

(2) 避難経路

避難所までの避難経路については、下図「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称 (住所)	移動距離	移動手段
屋内安全確保	※具体的な部屋名を記載すること		
第一避難所	() ()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩

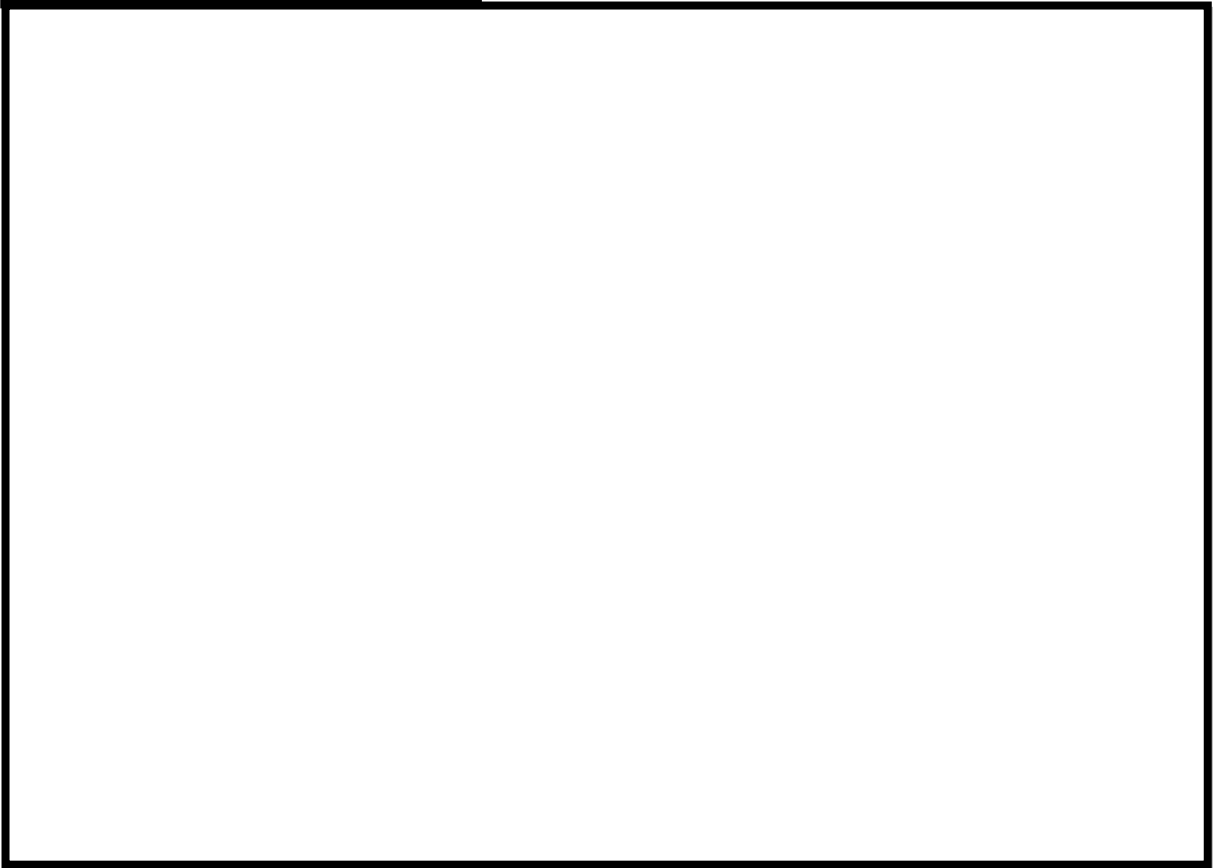
第一避難所避難経路図

※地図データを貼り付けてください。(PC版「すぎナビ」をご活用ください。)



	名 称 (住所)	移動距離	移動手段
第二避難所	() ()	() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台

第二避難所避難経路図



9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



実施した場合○を記載

<p>防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成</p>	<p>情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
↓				
<p>従業員への防災教育</p>	<p>○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>施設利用者への防災教育</p>	<p>○水害の危険性や避難所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
↓				
通所施設				
<p>情報伝達訓練</p>	<p>○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>保護者への引き渡し訓練</p>	<p>○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
↓				
入所施設				
<p>情報伝達訓練</p>	<p>○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>従業員の非常参集訓練</p>	<p>○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
↓				
<p>避難訓練</p>	<p>○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難所までの移動にかかる時間の計測 など</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
↓				
<p>避難確保計画の更新</p>	<p>避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。</p>	<p>実施予定 月日</p>	<p>(月 日)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

※訓練終了後は実施結果を区役所防災課にご提出ください。(様式は問いません)

12 緊急連絡網

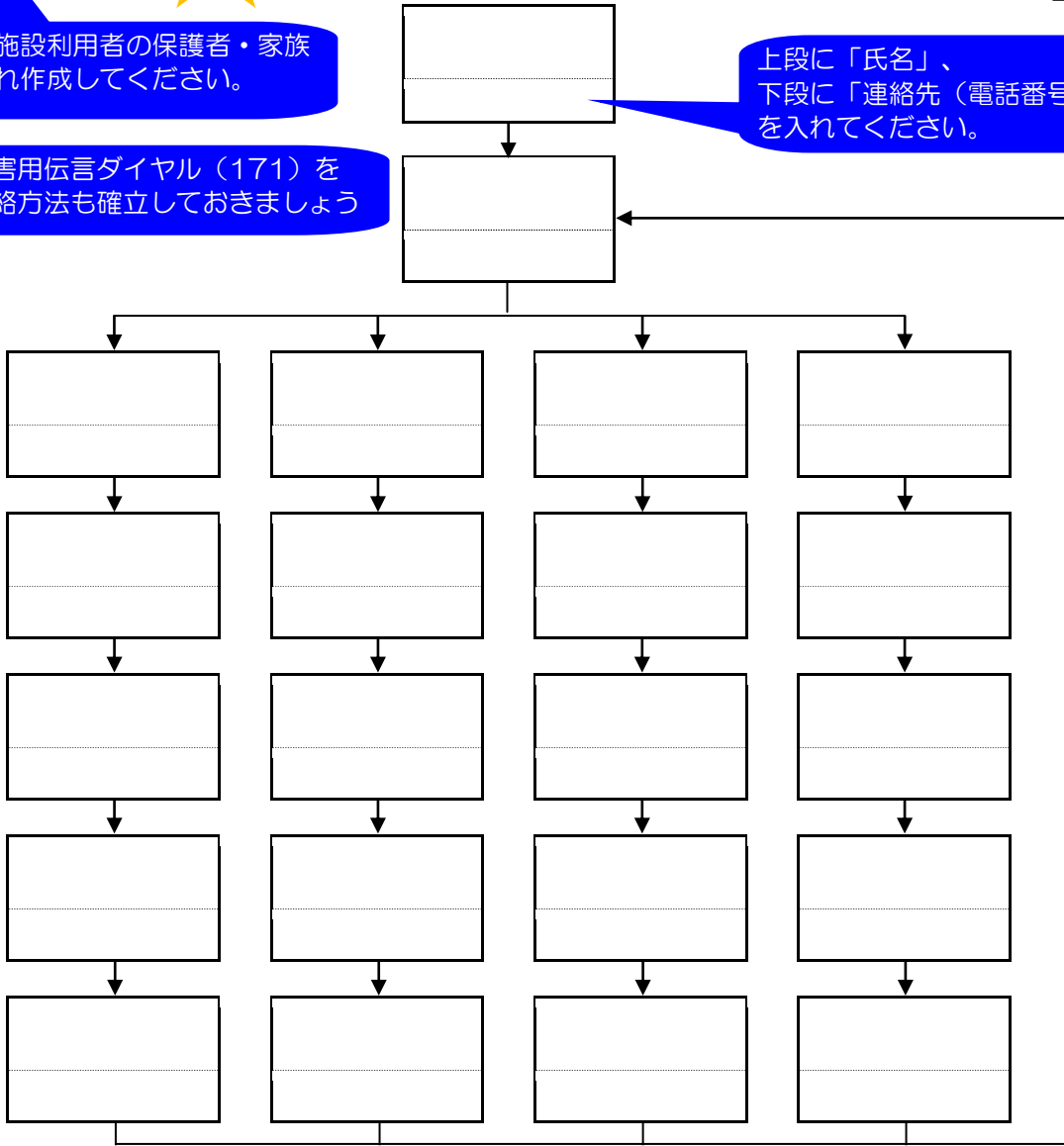


様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表



様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）	防災課				
市町村（福祉担当）					
市町村（土のう、ポンプ）	杉並土木事務所				
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					



管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

※個人名ではなく役職や組織名を記載。

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料